平成２３年（フ）第２８１３号
北海道千歳市真々地１丁目６番13号
破産者　山田　孝彦
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７９号
宮城県多賀城市八幡１丁目４番44号　シティーハイツ滝口101号、開始決定時の住所仙台市宮城野区二の森17番１―204号
破産者　安倍　　哲
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目８番Ｆ―111号
破産者　山口美津子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７７号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番３―504号、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市高森５丁目２番202号
破産者　北野　　普
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５４号
愛知県春日井市熊野町3141番地
破産者　**萩**野　　猛
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４５号
名古屋市中村区宿跡町３丁目22番地　マンションつだ301号、開始決定時の住所東京都板橋区大山町25―８　野口ビル502号室
破産者　松﨑実規典
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０５５号
愛知県知多郡南知多町大字篠島字赤石50―１、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字篠島字堂山110番地
破産者　天野　房子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３０号
名古屋市港区宝神３丁目601番地　第５グランドハイツ服部202号
破産者　佐野　智博
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５７号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地15―515号
破産者　山﨑　弘通
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
神戸市須磨区道正台１丁目１番２―306号
破産者　澤原　雅子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７７号
開始決定時の住所北海道旭川市緑町15丁目3016―１　ジャルダンヴェール201号室、開始決定時の住民票上の住所北海道旭川市春光台３条５丁目１番２号
破産者　田辺　隆一
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８６号
北海道紋別市本町７丁目１番１号
破産者　加藤　幸夫
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８７号
北海道紋別市本町７丁目１番１号
破産者　加藤富美子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９７号
北海道旭川市春光４条７丁目８番23号
破産者　平尾　拓也
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
北海道旭川市花咲町７丁目4025番地　花咲第１マンション201号沢山清美方
破産者　島村　忠宏
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１号
北海道上川郡比布町北町２丁目１番８―２号
破産者　大瀧　敏夫
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
北海道帯広市西17条北２丁目53番19号　サンハイツＢ―10号室
破産者　木本　貴子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
岩手県宮古市茂市第５地割17番地９
破産者　長岡　正彦
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５１号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷浦27番地４
破産者　野田久美子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係